

意見書

平成24年3月19日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見	
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきか等の論点(意見4、5)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<p>検証結果(案)における指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を維持するとの考え方に賛同します。</p> <p>特に、コア網はPSTNからNGNへ、アクセス網についてはメタルから光へのマイグレーションが進展している現況を鑑みれば、メタル/PSTNと光/NGNの双方にて、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は重要な役割を果たすと考えられるため、引き続きネガティブリストの運用と共に維持することが適当と考えます。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	—	—
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>(イ) NGNにおける公正競争環境を確保するため、GC接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきかという論点(意見18)について</p> <p>接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであるところ、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、技術的・政策的な観点から多角的な検討が行われているところである。</p>	<p>現在、接続委員会では、分岐単位接続料の検討が行われていますが、結果として「配線区画の拡大」と競争事業者が参入していないGC局への「エントリーメニュー」の導入に留まる見込みです。</p> <p>しかしながら、以下の観点からは、地域的要素に係らずFTH市場における競争環境は促進されていないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果によれば、競争地域とされる都市部においても、未だ超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は低い水準にあること。【東京都：54.6%、大阪府：51.6%(平成22年度末)】(※1) FTHの市場シェアはNTT東西殿の独占傾向にあ

検証結果案		意見
		<p>ること。【NTT東西殿：74.5%(平成23年9月末)】(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定ブロードバンド市場全体の伸びは鈍化していること。【固定ブロードバンド(FTH+DSL+CATV)純増数 平成22年度：124.2万契約】(※2) <p>以上から、都市部も含めた複数事業者の参入を促進させる有効的な接続料金メニューとして、分岐単位接続料の有用性は否定できないものと考えます。</p> <p>したがって、分岐単位接続料は、引き続き検討の俎上からおろすことなく、公正競争レビュー制度等も踏まえた競争政策委員会等の場で、適宜議論を行えるような整理をしておくべきと考えます。</p> <p>また、エントリーメニューについては、既に光サービスを提供している大規模事業者が、エントリーメニューを活用しスケールメリットを働かせることで、更なる寡占化が進む可能性があることに留意すべきと考えます。</p> <p>(※1) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)</p> <p>(※2) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成23年度第2四半期(9月末))</p>
	<p>(ウ) 地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを整備すべきかという論点(意見19)について</p> <p>光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域に</p>	<p>検証結果(案)における加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする考え方に賛同します。</p> <p>FTH市場における独占事業者でもあるNTT東西殿</p>

検証結果案		意見
	<p>において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものである。</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、協議が十分に進んでいない状況にあることから、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。</p> <p>(エ) コロケーション及び中継ダークファイバの利用ルールについて改善すべきかという論点（意見21）について</p> <p>ブロードバンド答申で示されたとおり、コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。</p> <p>同答申においては、「まずは、総務省において、NTT局舎のうちの程度が長期間Dランクのままとなっているか、どういった地域でDランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」とされていることから、当該調査を行った上で、現在の対応について見直すべき点があるか検討することとする。</p>	<p>と競争事業者におけるボトルネック設備利用の同等性を確保する観点から、当該ルールの策定については早期に対応頂く必要があると考えます。</p> <p>検証結果（案）における光サービスなどへの移行円滑化の観点から、コロケーション等の利用ルールの見直しを検討すべきとの考え方に賛同します。</p> <p>現に、検証結果（案）に示されているスペースの空きが無い（Dランク）事例に加え、電力容量の空きが無い（Dランク）事例等も発生し、Dランクビルの設備更改が進まず、移行期における接続事業者の設備構築に多大な影響を及ぼしております。</p> <p>したがって、移行期における公正な競争環境を確保する観点から、接続事業者のサービス展開に影響を与えないように、コロケーションルール等について以下に挙げた事項の見直しを行うことで新陳代謝を上げる必要があると考えます。</p>

検証結果案			意見
			<p><見直し事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロケーション設備のパッケージ撤去等の設備減設方法の簡易化と費用負担の見直し ・ コロケーション設備の撤去に伴うルール（「6ヶ月前ルール」）の見直し ・ コロケーションスペース及び電力容量に空きがない場合の既存リソースの有効利用等、柔軟な仕組みの導入等
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	<p>(ア) 第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘（意見26、27、28）について</p> <p>二種指定設備制度の対象については、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論を得たことから、これを踏まえた検討を行う。</p>	<p>現在、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とする電気通信事業法施行規則の一部改正のプロセスが進んでおります。市場環境に応じて、適時適用対象の見直しをすることは、以下の観点から公正競争を促進する上で不可欠なものであり、適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大手3社の事業規模や割当周波数を含めた事業環境は、当社を含めた他の会社と大きく異なっており、大手3社が市場支配力と交渉力の優位性を有することは明らかであること。 ➤ 新規参入事業者である当社を例にとった場合、他事業者に対してもMVNOに対しても、周波数を保有するのみを要因として優位な交渉力を持つ状況にはないこと。 <p><MVNO></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続インセンティブは高いものの、MVNOからの選択肢については劣後に置かれる可能性が高い。 <p><他事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に新興事業者は端末シェアが少ない為、相互接

検証結果案		意見
		<p>続においては他社接続料の影響を大きく受けやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ のべつ幕なしに規制対象の拡大をすることは、新興事業者育成の観点からも問題があること。 ➤ 指定基準値の10%は、制度創設時のPHSのシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針からみても妥当な範囲であること。
	<p>(イ) 二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）の指定に当たっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘（意見29）について</p> <p>二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。</p> <p>なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するにあたっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市場支配力に着目したドミナント規制 <p>以下の観点からも、二種指定設備制度は、一種指定設備と同等な市場支配力に着目した制度として見直しを図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル市場の売上高や利用者規模は、固定通信市場を遥かに上まっており、上位3社の寡占状態が続いていること。 ・ 加えて、グループ内におけるクロスセルや販売チャネルの拡大など協業関係が強化されている傾向にあること。 ・ モバイル事業における競争力の源泉の1つである割当周波数でも判るように事業環境でも優位にあること。 <p>なお、この見直しによって、アンバンドル義務やモバイル事業者間におけるローミング義務についても制度化する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 禁止行為規制の対象 <p>上述した同様の理由により、現制度下においても、禁止行為規制を適用する事業者にKDDI殿、ソフトバンクモ</p>

検証結果案		意見
		<p>バイル殿も追加すべきものと考えます。</p> <p>特に、上位3社は2千万以上の契約者数を有し、グループ会社において、固定電話事業、中継事業、固定データ通信事業、モバイルデータ通信事業、PHS事業等を行う事業者を有する巨大グループ企業であり、かつグループの中核としてその市場支配力を行使できる環境にあります。その場合、新規・新興事業者に対する影響力は無視出来ず重大なものとなり、公正競争の阻害要因となります。</p>
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について</p>	<p>(ア) 接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、総務省による厳格な検討を行うべきとの指摘(意見32)について</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号)(以下「改正法」という。)においては、接続関連情報の取扱い及び接続約款等の規定による手続等を実施する設備部門を設置するとともに、接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保する観点から、設備部門から独立した監視部門を設置することを規定している。</p> <p>また、監視部門による監視の結果及びその結果を受けて一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が講じた措置等は毎年総務省に報告され、当該報告について虚偽の報告をした場合には電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定により罰則が課される。さらに、総務省は当該報告内容を基本的には公表するとともに当該報告について厳格な検証を行う考えであることから、これらの措置により、監視の適正性、実効性は基本的に確保されると考えられる。</p>	<p>検証結果(案)が示すように、NTT東西殿における機能分離措置により接続関連情報の適正な取扱いや手続きの同等性を担保することは一定程度の効果を期待することは出来ませんが、実施状況の報告を行う主体がNTT東西殿の監視部門であることから客観的検証性の担保は必ずしも十分とは言えないと考えます。</p> <p>そのため、今後の機能分離の実施状況の検証や公正競争レビュー制度にて、ファイアーウォールの構築が不十分との判断が成された場合は、直ちに第三者による監視機関を設置することを検討すべきと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(ウ) NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘（意見35）について</p> <p>市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することには抑制的であることが求められることから、改正法では監督規制の対象をNTT東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定しているものである。</p> <p>委託先の子会社等は必ずしも電気通信事業者ではなく、そのような者に対して、市場支配的な電気通信事業者と同様の規制を直接に課すことは、制度のバランスを著しく欠くこととなり適切ではない。また、市場支配的な電気通信事業者がグループ一体となって禁止行為の潜脱を行うことを防止するという禁止行為規制の目的から鑑みると、その手段としては、業務委託先を規律するより、当該市場支配的な電気通信事業者に対し、業務の委託に際して子会社等による反競争的行為を防止する措置を講じさせる方が適切かつ効果的であると考えられる。</p> <p>改正法では、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督に係る報告を求めており、総務省は、当該報告について厳格に検証を行うこととする。</p>	<p>検証結果（案）では、機能分離措置による監督規制の対象としてNTT東西殿と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社に限定することが適切との考え方が示されています。</p> <p>しかしながら、NTT東西殿から業務委託を受けた県域等子会社が再委託、再々委託を行う事例が存在することも考慮すれば、規制の対象外となるところで反競争行為が行われることも懸念されます。このように、法改正後の禁止行為規制であっても、業務実態と乖離が生じ形骸化する可能性があるものと考えます。</p> <p>具体的には、禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加すること、並びに監督規制の対象は密接な業務委託先子会社に限定するのではなく、資本関係等に関らず拡大することが必要と考えます。</p> <p>このように、禁止行為規制は、NTTグループの業務実態を鳥瞰的にとらえ、網羅的に検証可能とする制度作りが必要と考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(エ) ドコモショップ又は家電量販店等を通じたNTTグループ商品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においてもNTTグループ各社に課せられている規制が遵守されるべきとの指摘（意見36、37）について</p> <p>御指摘の事案については、NTT 東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コミュニケーションズ」という。）は家電量販店を通じた営業活動をNTT 東西とは独立して実施しているとし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）は販売代理店がNTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店等の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠が十分に得られているわけではない。他方、NTT東西及びNTTドコモが代理店を通じて、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を行う場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」（平成4年4月28日。以下「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。）(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p>	<p>検証結果（案）では、「ドコモショップや家電量販店等を通じたNTTグループの営業連携」、「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」、「おまとめキャッシュバック」は注視対象となっています。</p> <p>しかしながら、この延長線上にある2012年2月に報道発表された「NTTファイナンス殿による料金一括請求・回収」等の事例は、実質的にNTTグループに閉じた連携であり、禁止行為規制及び移動体分離要件等に潜脱した行為であると考えます。</p> <p>これら事例は、事業領域を跨ぐ巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がる懸念されるため、NTTのグループに係る公正競争要件はNTTのグループドミナンスに着目して早急に再構築すべきと考えます。</p> <p>したがって、現行の公正競争要件は、制度整備3年後の包括的検証を待たずに、現行の組織や業務実態を踏まえた見直しを行うとともに制度としての予見性を高める必要があると考えます。</p> <p>なお、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」に見られるNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携は、双方が指定電気通信設備を持つことを踏まえれば、特に巨大な市場支配力が行使されることが懸念されます。したがって、その影響の重大性を鑑みて、NTTドコモ殿はNTT東西殿の特定関係事業者に追加する必要があると考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(オ) 「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべきとの指摘（意見38）について</p> <p>NTTコミュニケーションズが提供する「NTT IDログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものとしており、グループ内の排他的業務として公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、当該サービスに係る特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」（2）を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。</p> <p>また、NTTグループに係る規制の見直しについては、2012年度より現在の競争セーフガード制度に代えて実施する「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」に基づき、引き続きNTT等に係る累次の公正競争要件の遵守状況等を検証することにより、公正競争環境を確保していくことが適当である。ただし、2014年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、当該制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することとする。</p> <p>(カ) NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」は</p>	

検証結果案	意見
<p>NTTグループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールを導入を直ちに実施すべきとの指摘（意見40）について</p> <p>御指摘の事案について、ポイント割引特典は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されており、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。</p> <p>しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「移動体分離の際の公正有効競争条件」（2）及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成9年郵政省告示第664号）における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項（以下「NTTの承継に関する基本方針」という。）（七）（八）（九）を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。</p> <p>NTTグループに係る規制の見直しについては、（オ）のとおり。</p>	
<p>（4）日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について</p>	<p>（エ）NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の役員兼任、在籍出向の禁止に加え、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止すべきとの指摘（意見46）について</p> <p>NTTにおける移動体部門の分離及びNTT再編成の趣旨は、NTT</p> <p>検証結果（案）にて示されている「NTTグループ会社間の人事交流」は、移動体分離やNTT再編の趣旨を形骸化し、実質的にNTT持株殿を中心としたグループ各社の一体経営を可能とするものであると考えます。そのため、グループドミナンスの行使を防止する観点から、各種公正</p>

検証結果案	意見
<p>の独占部門と競争部門を分離することにより公正競争環境を確保することであることを踏まえ、当該分離等に係る公正競争要件において、旧NTTと移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離部門においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課すこととしたものである。他方、上記会社間におけるその他の人事異動及び持株会社とその他NTTグループ各社の役員等の兼任及び異動については、持株会社がその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でないとする。</p> <p>御指摘の事案について、NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。</p> <p>これについては、「移動体分離の際の公正有効競争条件」（3）及び「NTT の承継に関する基本方針」（一）（二）を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくこととする。</p>	<p>競争要件については、退任・退職（転籍）に係らずNTTグループ会社間の人事交流を一律禁止するように見直す必要があると考えます。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>(ウ) 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要があるとの指摘（意見55）について</p> <p>NTT東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジュールを共有することが必要であり、今後、NTT東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。</p>
<p>検証結果（案）のアクセス回線における移行スケジュールをNTT東西殿が早期に提示すべきとする考え方に賛同いたします。</p> <p>2010年11月にNTT東西殿よりコア網の概括的展望が示されたものの、アクセス網については、「2020年代初頭において、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとの見込み」が示されたのみであり、メタル回線を利用する競争事業者が今後の事業の予見性確保に必要な情報は未だ提示されておりません。</p> <p>したがって、NTT東西殿と競争事業者間の情報の非対</p>	

検証結果案	意見
<p>また、2020年代初頭においてもメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。</p> <p>なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。</p>	<p>称性により移行期の公正競争環境を阻害しないように、例えば以下のような情報は早急に示して頂く必要があると考えます。</p> <p><必要な情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年代初頭に、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残るとした根拠 ・メタル回線と光回線の設備維持及び運営管理にかかる二重コスト負担の回避方法、及びコストの最適化を図る方法（未利用設備の撤去等） ・メタル回線を利用したIP電話の提供有無と関連する接続事業者サービス（ドライカップ電話、ADSLラインシェアリング等）の継続可否及び代替サービスの提供方法 <p style="text-align: right;">等</p>

以上